

那 霸 市 公 報

第 1 8 5 5 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 規 則 ◇

- 那霸市銘苅駐車場条例施行規則の一部を改正する規則(商工農水課)…………… 1714
- 那霸市介護保険高額介護サービス資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則(ちゃーがんじゅう課)…………… 1717

◇ 訓 令 ◇

- 那霸市犯罪人名簿事務取扱規程の一部を改正する訓令(ハイサイ市民課)… 1719
- 特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令(人事課)…………… 1723

◇ 告 示 ◇

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について(保護管理課)…………… 1725
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について(保護管理課)…………… 1726
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について(保護管理課)…………… 1728

◇ 公 告 ◇

- 開発行為に関する工事の完了について(建築指導課)…………… 1729
- 令和 6 年度那霸市庁舎等清掃業務及び警備業務委託に係る入札の実施について(管財課)…………… 1730

- 令和 6 年度那覇市高齢者「食」の自立支援事業受託事業者募集について (ちゃーがんじゅう課) 1741
- 令和 6 年度那覇市公共施設等の一般廃棄物収集運搬業務委託に係る入札の実施について (管財課) 1743
- 那覇市役所本庁舎等中央監視業務委託の制限付一般競争入札の実施について (長期継続契約) (管財課) 1749
- 那覇市役所本庁舎環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について (長期継続契約) (管財課) 1754
- 機密文書再生処理業務委託に係る単価契約の制限付一般競争入札の実施について (管財課) 1759
- 那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について (管財課) 1763
- 那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借契約の制限付一般競争入札の実施について (管財課) 1767
- 那覇市役所本庁舎トイレ洗浄殺菌装置等賃貸借及び保守管理の制限付一般競争入札の実施について (管財課) 1771
- 那覇市役所真和志庁舎施設管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について (管財課) 1775
- 那覇市役所真和志庁舎環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について (管財課) 1780

◇上下水道局告示◇

- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について 1785
- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について 1786
- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について 1787

◇教育委員会規則◇

- 那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則 (学校教育課) 1788

◇教育委員会教育長訓令◇

○那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令 (学校教育課)
..... 1790

◇正 誤◇

○那覇市公報第1850号の正誤..... 1792

規 則

那霸市規則第 1 号
令和 6 年 2 月 6 日
公 布 済

那霸市銘苅駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市銘苅駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市銘苅駐車場条例施行規則(令和元年那覇市規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>[別表第1 別記] 別表第2(第7条関係)</p> <p>[表 略]</p> <p>備考</p> <p>1 「一部の額」とは、次の各号に掲げる1回当たりの駐車時間の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 1時間30分を<u>超える</u>場合 300円にその超える1時間(1時間に満たない端数があるときは、<u>その端数を1時間とする。</u>)までごとに100円を加算して得た額</p> <p>2～3 [略]</p>	<p>[別表第1 別記] 別表第2(第7条関係)</p> <p>[表 略]</p> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 1時間30分を<u>超え</u>4時間30分以内の場合 300円にその超える1時間(1時間に満たない端数があるときは、<u>これを1時間とする。</u>第5号及び第7号において同じ。)までごとに100円を加算して得た額</p> <p>(4) 4時間30分を<u>超え</u>5時間以内の場合 600円</p> <p>(5) 5時間を<u>超え</u>10時間以内の場合 600円からその超える1時間までごとに100円を控除した額</p> <p>(6) 10時間を<u>超え</u>12時間以内の場合 0円</p> <p>(7) 12時間を<u>超える</u>場合 0円にその超える1時間までごとに100円を加算して得た額</p> <p>2～3 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この規則は、令和6年2月15日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第4条関係)

区分	金額
[略]	
最初の1時間を超え30分までごとに	<u>100円</u>

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第4条関係)

区分	金額
[略]	
最初の1時間を超え30分までごとに	<u>100円(駐車時間が4時間30分を超え12時間を超えない範囲にあつては、0円)</u>

備考 [略]

那霸市規則第 2 号
令和 6 年 2 月 19 日
公 布 済

那霸市介護保険高額介護サービス資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市介護保険高額介護サービス資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市介護保険高額介護サービス資金貸付基金条例施行規則(平成12年那覇市規則第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸付申請)</p> <p>第4条 資金の貸付けを受けようとする者は、介護保険高額介護サービス資金貸付申請書兼高額介護サービス費支給申請書(様式)に介護サービス事業者の発行する請求書及び自己負担金額の領収証又は支払済証明書を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>様式 [略]</p>	<p>(貸付申請)</p> <p>第4条 資金の貸付けを受けようとする者は、介護保険高額介護サービス資金貸付申請書兼高額介護サービス費支給申請書(次項において「申請書」という。)に介護サービス事業者の発行する請求書及び自己負担金額の領収証又は支払済証明書を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 申請書の様式は、市長が定める。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

那霸市訓令第 1 号
令和 6 年 2 月 19 日
公 表 済

那霸市犯罪人名簿事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那霸市長 知念 覚

那覇市犯罪人名簿事務取扱規程の一部を改正する訓令

那覇市犯罪人名簿事務取扱規程(昭和51年那覇市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第5号様式 別記]	[第5号様式 別記]
備考 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。	

付 則

この訓令は、令和6年2月20日から施行する。

[改正前 別記]
第5号様式

第 号
年 月 日

様

那覇市長

㊟

犯 歴 照 会 に つ い て

みだしのことについて、下記の者の刑罰等調書を作成する必要がありますので、道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反に係る罰金以下の刑の有無について、御回答ください。

- 必要とする理由
- 叙勲・褒章・叙位の申請
 - 自動車運転代行業の認定の申請
 - 駐車監視員資格者証の交付の申請
 - その他()

記

本 籍
氏 名
生年月日

[改正後 別記]
第5号様式

第 号
年 月 日

様

沖縄県那覇市長

犯歴照会について

みだしのことについて、下記の者の刑罰等調書を作成する必要がありますので、道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反に係る罰金以下の刑の有無について、御回答ください。

- 必要とする理由
- 叙勲・褒章・叙位の申請
 - 自動車運転代行業の認定の申請
 - 駐車監視員資格者証の交付の申請
 - その他()

記

本 籍
氏 名
生年月日

道路交通法違反等前科回答書

年 月 日

那覇地方検察庁検察事務官

照会書記載の者の道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反に係る罰金刑以下の前科につき、以下のとおり回答します。

- 前科あり (別添のとおり)
- 前科不見当 (取扱者印)

那霸市訓令第 2 号
令和 6 年 2 月 19 日
公 表 済

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那霸市長 知念 覚

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程(昭和56年那覇市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割り振り及び休憩時間
[略]			
5	文化振興課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]	日曜日から土曜日まで (1) [略] (2) <u>10時から18時45分まで</u> (3)～(4) [略] [略]
[略]			

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割り振り及び休憩時間
[略]			
5	文化振興課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]	日曜日から土曜日まで (1) [略] (2) <u>10時30分から19時15分まで</u> (3)～(4) [略] [略]
[略]			

告 示

那覇市告示第 531 号

令和 6 年 3 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 知念 覚

名 称	開 設 者	指 定 年 月 日
所 在 地		
コツヨシ訪問看護ステーション	コツヨシ株式会社	令和 6 年 1 月 1 日～ 令和 11 年 10 月 31 日
沖縄県那覇市樋川 2 丁目 2 番 18 号 1 階		
live well 訪問看護	株式会社 live well	令和 6 年 1 月 1 日～ 令和 11 年 12 月 31 日
沖縄県那覇市真嘉比三丁目 7 番 9 号 Olive 101		

那 覇 市 告 示 第 532 号

令 和 6 年 3 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那 覇 市 長 知 念 覚

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
沖映通り薬局	有限会社 千	令和 5 年 12 月 31 日
那覇市牧志 2-17-1		
石川産婦人科	石川 邦夫	令和 6 年 1 月 15 日
那覇市泉崎 2-20-2		
医療法人 照道会 ひめゆり歯科医院	医療法人 照道会	令和 5 年 12 月 31 日
那覇市壺屋 2-8-1 2階		
首里整形外科	伊志嶺 孝一	令和 5 年 12 月 25 日
那覇市首里石嶺町 1-161-1		

みやらデンタルクリニック	宮良 修	令和 5 年 11 月 20 日
那覇市上間 236		

那 覇 市 告 示 第 533 号

令 和 6 年 3 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく
施術機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関より、次のとおり変更の届出があった。

那 覇 市 長 知 念 覚

施 術 機 関 名 称 (施術所名称)		変 更 年 月 日
変 更 事 項	変 更 後 (変 更 前)	
當 山 正 樹 (當山鍼灸院)		令 和 5 年 11 月 20 日
施術所の名称・所在地	當山鍼灸院 (當山指圧鍼灸接骨院)	
當 山 雄 彦 (當山鍼灸院)		令 和 5 年 11 月 20 日
施術所の名称・所在地	當山鍼灸院 (當山指圧鍼灸接骨院)	

公 告

那覇市公告第 680 号
令和 6 年 2 月 14 日
掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 知念 覚

- 1 開発許可年月日、許可番号及び指令番号
令和 4 年 6 月 21 日 第 R2-06-02 号
那覇市指令ま建指第 1-R2-06-02 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市字上間矢旗原 339 番 2、他 6 筆
- 3 公共施設
防火水槽
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那覇市字上間 344 番地 1
株式会社恵和興産 代表取締役 友寄 隆文
- 5 検査済証番号
令和 6 年 2 月 14 日 那ま建指第 200 号
- 6 工事完了年月日
令和 5 年 12 月 15 日

那覇市公告第 687 号
令和 6 年 2 月 16 日
掲 示 済

令和 6 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託に係る入札の
実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6、那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 4 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 ①令和 6 年度那覇市庁舎等清掃業務委託
(別表 1「清掃業務委託案件一覧」のとおり)
②令和 6 年度那覇市庁舎等警備業務委託
(別表 2「警備業務委託案件一覧」のとおり)
- (2) 履行場所 別表 1、別表 2 のとおり
- (3) 履行内容 各業務委託の仕様書のとおり
(仕様書は入札説明会にて配布)
- (4) 契約予定日 令和 6 年 4 月 1 日
ただし、契約形態が債務負担行為の案件については、
令和 6 年 3 月 29 日までに契約締結を行なう。
- (5) 履行期間 別表 1、別表 2 のとおり
- (6) 最低制限価格 設定あり
(なお、最低制限価格は公表しない)
- (7) 特記事項 長期継続契約案件の入札及び契約には、次の条件を付す。
ア 各年度における長期継続契約の経費の範囲内で契約を
締結又は継続するものであること。
イ 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合
があること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこ

と。

- (1) 那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱第 5 条第 1 項の名簿に登録されている者であること。
 - ①清掃業務にあつては、「清掃業」又は「環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。
 - ②警備業務にあつては、1号警備で登録していること。なお、警備業務委託案件一覧（別表 2）の案件番号 7「明治橋貸切バス待機場運営管理業務委託」については、1号警備及び2号警備で登録していること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 沖縄県内に本店があること。
- (4) 本市内に、本店、支店又は営業所のいずれかがあること。
- (5) 清掃業務にあつては、「清掃業」又は「環境衛生総合管理業」に関して管轄する保健所の登録を受けていること。
- (6) 警備業務にあつては沖縄県公安委員会の認定を受けていること。
- (7) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号の暴力団又は、同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
- (8) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (9) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)
- (10) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(9)に該当するものを除く。)
- (11) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 2 条第 2 号の欧州連合の供給者については、清掃業務委託案件一覧（別表 1）の案件番号 1「那覇市役所本庁舎清掃業務委託 A」、案件番号 2「那覇市役所本庁舎清掃業務委託 B」、案件番号 3「那覇市公民館・図書館及び人材育成支援センター清掃業務委託」に限り、上記(1)(3)(4)(6)にかかわらず、次のとおり取り扱うものとする。

上記(1)に係る名簿に登載がない欧州連合の供給者が、那覇市

庁舎等清掃業務委託競争入札参加資格審査申請を行う場合は、次のア・イ・ウの方法によること。

ア 申請書配布及び受付期間：

令和 6 年 2 月 19 日 (月) ～ 令和 6 年 3 月 1 日 (金)

イ 申請書配布方法：当市ホームページからダウンロード

ウ 申請要領：「欧州連合の供給者による令和 6 年度那覇市庁舎等清掃業務委託競争入札参加資格審査申請要領」参照。

エ 業務概要：別表 3 のとおり

3 契約条項を示す場所 各案件の所管課 (別表 1、別表 2 のとおり)

4 入札説明会の日時・場所

	清掃業務委託	警備業務委託
日時	令和 6 年 3 月 7 日 (木) 受付 午前 9 時 00 分 説明 午前 9 時 10 分	令和 6 年 3 月 7 日 (木) 受付 午後 1 時 30 分 説明 午後 1 時 40 分
場所	那覇市役所本庁舎 12 階 第 1 研修室 (那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号)	

5 入札執行の日時など

(1) 入札執行の日時・場所

	清掃業務委託	警備業務委託
日時	令和 6 年 3 月 21 日 (木) 受付 午前 9 時 00 分 説明 午前 9 時 10 分 入札 午前 9 時 30 分	令和 6 年 3 月 21 日 (木) 受付 午後 1 時 30 分 説明 午後 1 時 40 分 入札 午後 2 時 00 分
場所	那覇市役所本庁舎 12 階 第 1 研修室 (那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号)	

(2) 入札時提出書類

ア 入札書 (本市様式)

イ 代理人が入札する場合にあつては委任状 (本市様式)

(3) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額 (この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。) が契約金額

となる。

(4) 特記事項

この公告（債務負担行為の案件を除く）は、令和 6 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 6 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

6 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づく場合は免除する。※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の 100 分の 5 を支払うものとする。

7 契約保証金

契約保証金として、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を納付しなければならない。ただし、那覇市契約規則第 30 条第 1 項の規定に該当する場合は免除することもある。

8 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は印鑑証明書の印または使用印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札の場合は、当該再度入札に係る案件の初度（3 回目の場合は、初度及び 2 回目）の入札に参加しない者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) 落札の件数制限に違反した入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札の件数制限

落札できる件数は、清掃業務委託及び警備業務委託のそれぞれにおいて次の表のとおりとする。

なお、落札の件数制限は、本入札において落札した案件を対象とする。(令和5年度以前の契約で複数年契約(長期継続契約等)は、落札の件数制限の対象とはしない。)

	清 掃 及 び 警 備
Aランクの者	A級1件及びB級1件
	A級1件及びC級1件
	B級2件
	B級1件及びC級1件
	C級2件
Bランクの者	B級1件
	C級2件
Cランクの者	C級1件

10 落札者の決定の方法

- (1) 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

11 落札決定後の提出書類(落札者のみ提出)

落札者は、指定された期日までに最低賃金遵守誓約書(本市様式)を各案件の所管課へ提出すること。

12 正当報酬受領証の提出

契約を締結した者は、各案件の仕様書又は契約書に定めるとおり、正当報酬受領証の写しを提出すること。

13 お問合せ先

那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

別表 1 : 清掃業務委託案件一覧

案件番号	等級	件名	施設名	契約形態	契約年数	履行期間		所管課
						開始年月日	終了年月日	
1	A	那覇市役所本庁舎清掃業務委託 A	那覇市役所本庁舎	長期継続契約	2年	令和 6 年 4 月 1 日	令和 8 年 3 月 31 日	管財課
2	A	那覇市役所本庁舎清掃業務委託 B	那覇市役所本庁舎	長期継続契約	2年	令和 6 年 4 月 1 日	令和 8 年 3 月 31 日	管財課
3	A	那覇市公民館・図書館及び人材育成支援センター清掃業務委託	那覇市公民館・図書館、人材育成支援センター	単年度	1年	令和 6 年 4 月 1 日	令和 7 年 3 月 31 日	中央公民館
4	A	公設市場清掃業務委託	第一牧志公設市場	長期継続契約	2年	令和 6 年 4 月 1 日	令和 8 年 3 月 31 日	なはまち振興課
5	B	なは市民協働プラザ清掃業務委託	なは市民協働プラザ	長期継続契約	2年	令和 6 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日	なはまちづくり協働推進課
6	B	令和 6・7 年度交通広場及び情報センター等清掃業務委託	おもろまち駅交通広場・道路情報センター及び石嶺駅・壺川駅・古島駅前駅交通広場、古島駅交通広場内駐輪場、ボケットパーク	債務負担行為	2年	令和 6 年 4 月 1 日	令和 8 年 3 月 31 日	道路管理課
7	B	那覇市保健所施設清掃業務委託	那覇市保健所	長期継続契約	2年	令和 6 年 4 月 1 日	令和 8 年 3 月 31 日	保健総務課
8	B	壺屋焼物博物館清掃業務委託	那覇市立壺屋焼物博物館	単年度	1年	令和 6 年 4 月 1 日	令和 7 年 3 月 31 日	文化財課

9	B	消防局庁舎清掃業務委託	那覇市消防局庁舎	債務負担行為	1年	令和6年4月1日	令和7年3月31日	消防局総務課
10	C	公衆便所(前島北、烏堀、栄町)清掃及び保守管理業務	前島北公衆便所、烏堀公衆便所、栄町公衆便所	単年度	1年	令和6年4月1日	令和7年3月31日	クリーン推進課
11	C	ともかぜ振興会館清掃業務委託	ともかぜ振興会館	単年度	1年	令和6年4月1日	令和7年3月31日	平和交流・男女参画課
12	C	真和志庁舎清掃業務委託	那覇市役所真和志庁舎	単年度	6ヶ月	令和6年4月1日	令和6年9月30日	管財課
13	C	那覇市歴史博物館清掃業務委託	那覇市歴史博物館	単年度	1年	令和6年4月1日	令和7年3月31日	文化財課

別表2：警備業務委託案件一覧

案件番号	等級	件名	施設名	契約形態	契約年数	履行期間		所管課
						開始年月日	終了年月日	
1	A	那覇市役所本庁舎保安警備及び駐車場管理業務委託	那覇市役所本庁舎	長期継続契約	2年	令和6年4月1日	令和8年3月31日	管財課
2	A	壺屋焼物博物館警備・料金徴収・展示室監視業務委託	那覇市立壺屋焼物博物館	単年度	1年	令和6年4月1日	令和7年3月31日	文化財課
3	A	なは市民協働ブラザ警備業務委託	なは市民協働ブラザ	単年度	1年	令和6年4月1日	令和7年4月1日	まちづくり協働推進課
4	A	公設市場警備保安業務委託	第一牧志公設市場・宇栄原公設市場	長期継続契約	2年	令和6年4月1日	令和8年3月31日	なはまち振興課

5	A	令和 6・7 年度都市公園巡回警備委託	那覇市内 175 公園	債務負担行為	2 年	令和 6 年 4 月 1 日	令和 8 年 3 月 31 日	公園管理課
6	A	那覇市保健所施設警備業務委託	那覇市保健所	長期継続契約	2 年	令和 6 年 4 月 1 日	令和 8 年 3 月 31 日	保健総務課
7	A	明治橋貸切バス待機場運営管理業務委託	明治橋貸切バス待機場	単年度	1 年	令和 6 年 4 月 1 日	令和 7 年 3 月 31 日	観光課
8	A	識名園警備業務委託	識名園	単年度	1 年	令和 6 年 4 月 1 日	令和 7 年 3 月 31 日	文化財課
9	A	玉陵警備業務委託	玉陵	単年度	1 年	令和 6 年 4 月 1 日	令和 7 年 3 月 31 日	文化財課
10	B	真和志庁舎警備業務委託	那覇市役所真和志庁舎	単年度	6 ヶ月	令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 9 月 30 日	管財課
11	B	みらいこども園等警備業務委託	みらいこども園等	長期継続契約	5 年	令和 6 年 4 月 1 日	令和 11 年 3 月 31 日	こども政策課
12	C	令和 6・7 年度おもろまち駅交通広場道路情報センター警備業務委託	那覇市おもろまち駅交通広場道路情報センター	債務負担行為	2 年	令和 6 年 4 月 1 日	令和 8 年 3 月 31 日	道路管理課
13	C	那覇市民会館警備業務委託	那覇市民会館	単年度	1 年	令和 6 年 4 月 1 日	令和 7 年 3 月 31 日 (予定)※ 1	文化振興課

※ 1 那覇市民会館の取り壊しが令和 6 年度中に行われる可能性があるため、年度途中で契約が終了する可能性がある。

別表3:業務概要表

案件①	那覇市役所本庁舎清掃業務委託A		
履行期間	2024年4月1日 ~ 2026年3月31日 (24か月)		
契約形態	長期継続契約		
施設名 所在地 施設の規模	那覇市役所本庁舎	〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 1階~5階	8,696.85 m ²
業務概要	<p>1 清掃内容</p> <p>(1) 主な日常清掃</p> <ul style="list-style-type: none">① 玄関・廊下・階段等の掃き・拭き掃除② トイレ清掃③ ごみ箱の清掃④ ウォータークーラー・給湯室の清掃⑤ シャワー室・浴室(3階)の清掃 <p>(2) 主な定期清掃</p> <ul style="list-style-type: none">① 床面の洗浄及びWAX塗布② 窓ガラス及び庁舎内のガラス拭き③ トイレ等の洗剤使用による洗浄 <p>2 清掃時間</p> <p>(1) 日常清掃(1日単位の短い周期で日常的に行う清掃をいう。) 那覇市の休日を定める条例に定める休日を除いた日、及び、12月29日とし、ごみ処理作業については17時30分~翌日8時までの間に行う。</p> <p>(2) 定期清掃(週、月又は年単位の周期で定期的に行う清掃をいう。) 那覇市役所本庁舎清掃業務実施基準表に定める周期で市の業務に支障のないよう市が定める休日を実施すること。</p>		

案件②	那覇市役所本庁舎清掃業務委託B		
履行期間	2024年4月1日 ~ 2026年3月31日 (24か月)		
契約形態	長期継続契約		
施設名 所在地 施設の規模	那覇市役所本庁舎	〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 6階~12階,屋上,地下1,2階	7,683.89 m ²
業務概要	<p>1 清掃内容</p> <p>(1) 主な日常清掃</p> <ul style="list-style-type: none">① 玄関・廊下・階段等の掃き・拭き掃除② 外階段(3階まで)の掃き掃除③ トイレ清掃④ 紙屑等の処理⑤ ウォータークーラー・給湯室の清掃 <p>(2) 主な定期清掃</p> <ul style="list-style-type: none">① 床面の洗浄② 窓ガラス及び庁舎内のガラス拭き③ トイレ等の洗剤使用による洗浄 <p>2 清掃時間</p> <p>(1) 日常清掃(1日単位の短い周期で日常的に行う清掃をいう。) 那覇市の休日を定める条例に定める休日を除いた日、及び、12月29日とし、ごみ処理作業については17時30分~翌日8時までの間に行う。</p> <p>(2) 定期清掃(週、月又は年単位の周期で定期的に行う清掃をいう。) 那覇市役所本庁舎清掃業務実施基準表に定める周期で市の業務に支障のないよう市が定める休日を実施すること。</p>		

案件③	那覇市公民館・図書館及び人材育成支援センター清掃業務委託		
履行期間	2024年4月1日 ~ 2025年3月31日 (12か月)		
契約形態	単年度契約		
施設名 所在地 施設の規模	(1)中央公民館・ 図書館	〒902-0064 那覇市寄宮1丁目2番15号	1,703.90 m ²
	(2)小禄南公民館・ 図書館	〒901-0145 那覇市高良2丁目7番1号	5,778.09 m ²
	(3)首里公民館・ 図書館	〒903-0812 那覇市首里当蔵町2丁目8番地2	3,710.67 m ²
	(4)若狭公民館・ 図書館	〒900-0031 那覇市若狭2丁目12番1号	988.07 m ²
	(5)石嶺公民館・ 図書館・プール	〒903-0804 那覇市首里石嶺町2丁目70番9	2,945.38 m ²
	(6)繁多川公民館・ 図書館	〒902-0071 那覇市繁多川4丁目1番38号	1,632.00 m ²
	(7)牧志駅前ほしぞ ら公民館・図書館	〒902-0067 那覇市安里2丁目1番1号 さいおんスクエア3階	2,640.19 m ²
	(8)人材育成支援 センター	〒902-0073 那覇市字上間549番1	2,728.90 m ²
業務概要	<p>1、清掃内容</p> <p>(1)主な日常清掃</p> <p>①床面等の掃き・拭き掃除</p> <p>②紙屑等の処理</p> <p>③薬剤を用いての各部屋のドアノブ、電灯等のボタン、ロビーの机・椅子等の消毒</p> <p>④トイレ清掃</p> <p>⑤館の周辺(ピロティー含む)の清掃 など</p> <p>(2)主な定期清掃</p> <p>①床面ワックス塗り(1回/6か月※一部1回/1年)</p> <p>②窓ガラス拭き(1回/6か月※一部1回/1年)</p> <p>③敷地内の草刈り(3~4回/年)</p> <p>2、その他</p> <p>(1)清掃時間</p> <p>原則午前7時から正午まで(各施設の休館日は除く)</p> <p>※館によっては時間指定あり</p> <p>※定期清掃は館の業務に支障がないように行うこと(ワックス塗りは休館日等)</p>		

那覇市公告第 692 号
令和 6 年 2 月 16 日
掲 示 済

令和 6 年度那覇市高齢者「食」の自立支援事業受託事業者募集について

那覇市長 知念 覚

那覇市では令和 6 年度に那覇市「食」の自立支援事業を委託できる事業者を募集します。この事業を受託希望される方は、次によりご応募下さい。

1 事業概要

那覇市で「食」の自立支援事業利用者の自宅に、高齢者向けの昼食のお弁当を配達し、食生活の改善と健康増進、安否確認を行う事業

2 受託事業者の行う業務内容

- (1) 月曜日から土曜日の予め利用者が指定した曜日（週 4 日を限度）に、利用者宅を訪問し、当日調理した昼食のお弁当を直接手渡すこと。
- (2) 利用者負担金（食材費＋調理費）を利用者から徴収すること。
- (3) 利用者からお弁当についての要望（献立・調理方法・配達など）を積極的に聴きとり、必要があるときは改善を行うこと。
- (4) 市の定める安否確認マニュアルに基づき、利用者の安否を確認すること。
- (5) 市の指定する方法で実績を報告すること。

3 資格要件

受託者（フランチャイズ・システムによる事業活動形態の場合、フランチャイザーである事業者を含む）は、次に掲げる要件をすべて備えていなければならない。

- (1) 事業に必要な許可を得ており、令和 6 年 2 月 20 日現在で、県内で 2 年以上の配食事業実績があること。
- (2) 調理師及び管理栄養士の資格取得者を各 1 名以上有すること。
- (3) 那覇市内全域に配達できること。
- (4) 市町村税を完納していること。
- (5) 労働災害保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度に加入していること。
- (6) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (7) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (8) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (9) 2 の業務内容を遂行でき、別に定める仕様のお弁当を提供できること。

4 提出書類

- (1) 登記簿謄本
- (2) 財務諸表 (直前 1 年分の貸借対照表及び損益計算書)
- (3) 納税証明書 (完納証明書)
- (4) 社保完納証明書
- (5) 営業許可証の写し
- (6) 調理師及び管理栄養士の免許証の写し
- (7) 1 週間分の献立表 (栄養素量の表示あるもの) 及びサンプル写真
- (8) (1) ~ (7) とは別に指定の様式が 5 つあります。

5 資格審査申請期間及び申請書提出場所

- (1) 申請期間 : 令和 6 年 2 月 20 日 (火) から令和 6 年 3 月 11 日 (月)
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 (ただし、正午から午後 1 時までの間、土・日曜日及び祝日は除く)

※資格要件・提出書類を審査の上、登録の可否については、令和 6 年 3 月 18 日までにお知らせいたします。

- (2) 申請書提出場所

那覇市役所 2 階 27 番窓口 チャーがんじゅう課 在宅福祉グループ

- (3) 特記事項

この申請は、年度当初予算成立を前提とした年度開始前の契約資格申請手続きであり、本件は、年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期または否決等になった際は契約資格申請を延期又は中止する場合がある。

お問い合わせ先

那覇市チャーがんじゅう課 在宅福祉グループ配食担当 佐伯、下田

電 話 098-862-9010 (直通)

(午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 ※ただし、正午から午後 1 時までの間、土・日曜日及び祝日は除く)

F A X 098-862-9648

那 覇 市 公 告 第 7 4 3 号

令 和 6 年 3 月 1 日

令和 6 年度那覇市公共施設等の一般廃棄物収集運搬業務委託に係る
入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 4 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

(1) 件 名 別表 1 「那覇市公共施設等一般廃棄物収集運搬業務委託案件一覧」のとおり

※それぞれ案件ごとに件名が異なります。

(2) 履行場所 別表 1 のとおり

(3) 履行内容 各業務委託の仕様書のとおり（仕様書は入札説明会にて配布）

(4) 契約予定日 令和 6 年 4 月 1 日

ただし、「消防庁舎ごみ収集業務委託」については、債務負担行為の案件であるため、令和 6 年 3 月 29 日までに契約締結を行う。

(5) 履行期間

ア 単年度契約案件（債務負担行為での単年度契約を含む）

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

イ 長期継続契約案件

那覇市長長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則第 3 条に定める任意の期間

※長期継続契約案件の入札及び契約には次の条件を付す。

長期継続契約案件の入札に係る契約は、那覇市長長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に定める者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号) 第 7 条第 1 項に基づき那覇市長の許可を受けた那覇市一般廃棄物収集運搬許可業者であること。
- (4) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(5) に該当するものを除く。)
- (7) 那覇市暴力団排除条例 (平成 24 年那覇市条例第 1 号) 第 2 条第 1 号の暴力団又は、同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

3 契約条項を示す場所 各案件の所管課 (別表 1 のとおり)

4 入札説明会の日時・場所

- (1) 日時 令和 6 年 3 月 8 日 (金)
午後 1 時 30 分受付 午後 1 時 45 分事前説明 午後 2 時入札説明会開始
- (2) 場所 那覇市役所本庁舎 (那覇市泉崎 1 - 1 - 1) 12 階 第 1 研修室 AB
※入札説明会当日に各業務委託の仕様書等を配布致します。仕様内容の質問については、各案件の所管課担当者よりご回答致します。

5 事前提出書類

- (1) 提出書類
 - ① 那覇市一般廃棄物収集運搬業許可証 (写し)
 - ② 印鑑証明書
 - ③ 市町村税完納証明書
- (2) 提出期日 令和 6 年 3 月 15 日 (金)
- (3) 提出方法 郵送または管財課窓口にて提出

6 入札執行の日時及び場所など

- (1) 日時 令和 6 年 3 月 22 日 (金)
午後 1 時 30 分受付 午後 1 時 45 分事前説明 午後 2 時入札開始
- (2) 場所 那覇市役所本庁舎 (那覇市泉崎 1 - 1 - 1) 12 階 第 1 研修室 AB
- (3) 入札方法 : 直接投函
- (4) 入札書の記載方法
入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額 (この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。) が契約金額となる。

- (5) 入札時に必要な物
①入札書 (本市様式)
②代理人が入札する場合にあっては委任状 (本市様式)

(6) 特記事項

この公告 (「消防庁舎ごみ収集業務委託」を除く) は、令和 6 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 6 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

7 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項 2 号の規定に基づく場合は免除とする。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の 100 分の 5 を支払うものとする。

8 契約保証金

落札者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、那覇市契約規則第 30 条第 1 項の規定に該当する場合は免除することもある。

- (1) 契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付
(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は貸貸人が確実と認める金融機関の保証
(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

9 無効の入札

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
(2) 委任状を持参しない代理人がした入札
(3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札
(4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
(5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
(6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
(7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は ¥ マークの記載がない入札
(8) 入札書に記名押印を欠いた入札
(9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
(10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
(11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
(12) 再度入札 (2 回目・3 回目の入札) の前の入札に不参加の者がした入札
(13) 郵送による入札
(14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 その他

- (1) 入札参加者は、仕様書等を熟読し入札に臨むこと。

- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。
- (4) 本庁舎駐車場は有料となっておりますので、来庁の際は公共交通機関をご利用下さい。

11 問い合わせ先

那覇市 総務部 管財課 庁舎管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

別表 1 那覇市公共施設等一般廃棄物収集運搬業務委託案件一覧

案件番号	件名	施設数	対象施設	所管部	所管課	契約期間
1	学校ごみ処理業務委託（那覇東地区）	35	那覇市立小学校（17）・中学校（10）・こども園（8）	学校教育部（こどもみらい部）	学校教育課（こども政策課）	1年
2	学校ごみ処理業務委託（那覇西地区）	32	那覇市立小学校（19）・中学校（7）・こども園（6）			1年
3	令和 6 年度都市公園一般廃棄物処理業務委託	90	市内公園	都市みらい部	公園管理課	1年
4	令和 6 年度・令和 7 年度みらいこども園等ごみ処理業務委託	9	みらいこども園（5）、給食センター（2）、こども発達支援センター、壺屋児童館	こどもみらい部	こども政策課（こども教育保育課）	2年
5	那覇市市民文化部 6 施設ごみ収集業務委託	6	壺屋焼物博物館・玉陵・識名園・なは市民協働プラザ・首里支所・小禄支所	市民文化部	文化財課	1年
6	那覇市役所本庁舎等ごみ処理業務委託	2	那覇市役所本庁舎、真和志庁舎	総務部	管財課	2年
7	消防庁舎ごみ収集業務委託	8	消防局庁舎他 7 施設	消防局	消防局 総務課	1年
8	令和 6 年度那覇市学校給食センター一般廃棄物収集運搬業務委託	3	首里・小禄・真和志学校給食センター	学校教育部	学校給食課	1年

案件 番号	件名	施設 数	対象施設	所管部	所管課	契約 期間
9	公民館・図書館及び 人材育成支援セン ターごみ処理業務 委託	7	公民館・図書館・ま ーいまーい Naha	生涯学習部	中央公民館 首里公民館 G	1 年
10	那覇市保健所ごみ 処理業務委託	1	那覇市保健所	健康部	保健総務課	1 年
11	識名霊園一般廃棄 物収集運搬業務	1	那覇市識名霊園	環境部	環境保全課	1 年

那 霸 市 公 告 第 7 4 4 号
令 和 6 年 3 月 1 日

那 霸 市 役 所 本 庁 舎 等 中 央 監 視 業 務 委 託 の 制 限 付 一 般 競 争 入 札 の 実 施 に
つ い て (長 期 継 続 契 約)

地 方 自 治 法 (昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号) 第 2 3 4 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 制 限 付 一 般 競 争 入 札 を 実 施 す る の で 、 地 方 自 治 法 施 行 令 (昭 和 2 2 年 政 令 第 1 6 号 。 以 下 「 施 行 令 」 と い う 。) 第 1 6 7 条 の 6 及 び 那 霸 市 契 約 規 則 第 4 条 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 公 告 す る 。

那 霸 市 長 知 念 覚

1 入 札 に 付 す る 事 項

- (1) 件 名 : 那 霸 市 役 所 本 庁 舎 等 中 央 監 視 業 務 委 託
- (2) 履 行 内 容 : 「 那 霸 市 本 庁 舎 等 中 央 監 視 業 務 委 託 仕 様 書 」 の と お り
- (3) 履 行 場 所 : 那 霸 市 役 所 本 庁 舎 (所 在 地 : 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号)
- (4) 履 行 期 間 : 令 和 6 年 4 月 1 日 ~ 令 和 8 年 3 月 3 1 日
- (5) 長 期 継 続 契 約 :

こ の 入 札 に 係 る 契 約 は 那 霸 市 長 期 継 続 契 約 を 締 結 す る こ と が 可 能 な 契 約 を 定 め る 条 例 (平 成 2 1 年 那 霸 市 条 例 第 4 1 号) 第 2 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 長 期 継 続 契 約 で あ る た め 、 こ の 契 約 を 締 結 し た 年 度 の 翌 年 度 以 降 に お い て 、 各 年 度 に お け る 長 期 継 続 契 約 の 経 費 の 予 算 の 範 囲 内 で 契 約 を 締 結 又 は 契 約 を 継 続 す る も の で あ り 、 当 該 契 約 に 係 る 支 出 予 算 の 減 額 又 は 削 除 が あ っ た 場 合 、 こ の 契 約 を 変 更 又 は 解 除 す る こ と が 可 能 な も の と す る 。

- (6) 特 記 事 項 :

こ の 公 告 は 、 令 和 6 年 度 当 初 予 算 成 立 を 前 提 と し た 年 度 開 始 前 の 事 前 準 備 手 続 で あ り 、 本 入 札 案 件 は 、 令 和 6 年 度 当 初 予 算 成 立 後 に 効 力 を 生 じ る 案 件 で あ る 。 那 霸 市 議 会 に よ り 当 該 予 算 に 係 る 議 決 が 延 期 又 は 否 決 さ れ た 場 合 は 、 入 札 を 延 期 又 は 中 止 す る 場 合 が あ る 。

2 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要 な 資 格 に 関 す る 事 項

入 札 参 加 者 は 、 入 札 公 告 日 か ら 開 札 日 ま で の 間 、 次 の 各 号 に 定 め る 資 格 を す べ て 満 た さ れ な け れ ば な ら ぬ 。

- (1) 那 霸 市 建 設 工 事 等 競 争 入 札 参 加 者 の 資 格 等 に 関 す る 規 程 に 基 づ く 「 建 設 工 事 等 入 札 参 加 資 格 者 名 簿 」 の 業 種 「 電 気 」 又 は 「 管 」 に 登 録 さ れ て い る 事 。
- (2) 業 務 従 事 者 に 次 の 者 が い る 事 。
- ・ 電 気 主 任 技 術 者 (第 三 種 以 上) 1 人 以 上
- (3) 本 市 の 市 税 等 の 納 入 義 務 が あ る も の に つ い て は 、 市 町 村 税 に 滞

納のないこと。

- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（6）に該当するものを除く。）
- (8) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (9) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (10) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

3 契約条項を示す場所

那覇市ホームページ内

4 仕様書の配布及び入札参加に必要な書類

- (1) 配布期間 令和 6 年 3 月 1 日（金）～令和 6 年 3 月 15 日（金）
配布方法 那覇市ホームページからダウンロード

- (2) 入札参加に必要な書類

必要書類：本公告 2 の（2）の資格者証の写し

提出期間：令和 6 年 3 月 1 日（金）～令和 6 年 3 月 15 日（金）

（期限厳守）

提出方法：メールまたは F A X

Mail : S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

FAX : 098-862-9352

※提出後は届いているかの確認の電話を必ず行ってください。

※メールの場合はメール本文、F A X の場合は提出書類に、

①参加を希望する入札の件名、②事業所所在地、③事業所名、

④代表者役職名、⑤代表者氏名を記載してください。

5 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 質問期間：令和 6 年 3 月 1 日（金）～3 月 8 日（金）
- (2) 質問方法：質問書（本市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは本公告 4 の（2）を参照。

- (3) 回答日：令和 6 年 3 月 13 日 (水) までに回答
(4) 回答方法：資格者証の写しを提出した業者に対し、メールで回答します。

6 入札執行の日時及び場所など

- (1) 日 時：令和 6 年 3 月 22 日 (金)
午前 9 時 00 分受付開始 午前 9 時 10 分入札開始
- (2) 場 所：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 5 階 501 会議室
※本庁舎の駐車場は有料です。
- (3) 入札書の記載方法
入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。
- (4) 入札時に必要なもの
- ①入札書 (本市様式)
 - ②代理人が入札する場合にあつては委任状 (本市様式)
- ※様式等は、那覇市ホームページからダウンロード

7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号に基づく場合は免除する。
※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の 100 分の 5 を支払うものとする。

8 入札心得

- (1) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。
- (2) 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。
- (3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせるものとする。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札執行回数は、3 回までとする。

9 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札(2回目・3回目の入札)の前の入札に参加しなかった者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

- (1) 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行なった入札参加者が2名以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

11 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

12 契約保証金

落札者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実に認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

13 その他

-
- (1) 入札参加者は、那覇市ホームページに掲載している仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
 - (2) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しないこととする。
 - (3) 提出された書類は返却しない。
 - (4) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。

14 お問い合わせ

那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 745 号
令和 6 年 3 月 1 日

那覇市役所本庁舎環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について（長期継続契約）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 那覇市役所本庁舎環境衛生管理業務委託
- (2) 履行内容 「那覇市役所本庁舎環境衛生管理業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行場所 那覇市役所本庁舎（所在地：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号）
- (4) 履行期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (5) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

(6) 特記事項

この公告は、令和 6 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 6 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たさなければならない。

(1) 次のいずれにも該当すること

(ア)建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項第 7 号の登録があり、かつ第 2 号または第 8 号の登録があること。

(イ)那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入

札参加資格者名簿に登録されていること。

- (2) 建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者がいること。
- (3) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税に滞納のないこと。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（6）に該当するものを除く。）
- (8) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (9) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (10) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

3 契約条項を示す場所

那覇市ホームページ内

4 仕様書の配布及び入札参加に必要な書類

- (1) 配布期間 令和 6 年 3 月 1 日(金)～令和 6 年 3 月 15 日(金)

配布方法 那覇市ホームページからダウンロード

- (2) 入札参加に必要な書類

必要書類：本公告 2 の (2) の資格者証の写し

提出期間：令和 6 年 3 月 1 日 (金) ～令和 6 年 3 月 15 日 (金)

(期限厳守)

提出方法：メールまたは F A X

Mail : S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

FAX : 098-862-9352

※提出後は届いているかの確認の電話を必ず行ってください。

※メールの場合はメール本文、F A X の場合は提出書類に、

①参加を希望する入札の件名、②事業所所在地、③事業所名、

④代表者役職名、⑤代表者氏名を記載してください。

5 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 質問期間 令和 6 年 3 月 1 日(金)～3 月 8 日(金)

- (2) 質問方法 質問書（本市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは本公告 4 の (2) を参照。

- (3) 回答日 令和 6 年 3 月 13 日 (水) までに回答
(4) 回答方法 資格者証の写しを提出した業者に対し、メールで回答します。

6 入札執行の日時及び場所など

- (1) 日 時 令和 6 年 3 月 22 日 (金)
午前 10 時 00 分受付開始 午前 10 時 10 分入札開始
- (2) 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階 501 会議室
※本庁舎の駐車場は有料です。
- (3) 入札書の記載方法
入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額 (この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。) が契約金額となる。
- (4) 入札時に必要なもの
①入札書 (本市様式)
②代理人が入札する場合にあっては委任状 (本市様式)
※様式等は、那覇市ホームページからダウンロード

7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づく場合は免除する。※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の 100 分の 5 を支払うものとする。

8 入札心得

- (1) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。
- (2) 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。
- (3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせるものとする。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号) 等に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札執行回数は、3 回までとする。

9 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札 (2 回目・3 回目の入札) の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

- (1) 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行なった入札参加者が 2 名以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

11 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

12 契約保証金

落札者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

13 その他

- (1) 入札参加者は、那覇市ホームページに掲載している仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
- (2) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しないこととする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。

14 お問い合わせ

那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 746 号
令和 6 年 3 月 1 日**機密文書再生処理業務委託に係る単価契約の制限付一般競争入札の実施について**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- 件 名 機密文書再生処理業務委託
- 履行内容 「機密文書再生処理業務委託に係る単価契約仕様書」のとおり
- 履行場所 那覇市役所本庁舎
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- 履行期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- 裁断または溶解処理を行う処理場が那覇市役所本庁舎より 15 km 圏内にあること。
- 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。
- 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

3 契約条項を示す場所

那覇市総務部管財課（那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階）

4 仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 令和 6 年 3 月 1 日（金）～ 令和 6 年 3 月 15 日（金）
午前 9 時～午後 4 時（正午～午後 1 時を除く）
（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）

配布場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。
※駐車場は有料です。

5 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 質問期間 令和 6 年 3 月 1 日 (金) ~ 令和 6 年 3 月 8 日 (金)
- (2) 質問方法 質問書 (本市様式) を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。
- (3) 回答日 令和 6 年 3 月 13 日 (水) まで
- (4) 回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対しメールで回答します。

6 入札執行の日時及び場所など

- (1) 日 時 令和 6 年 3 月 25 日 (月)
午前 10 時受付開始 午前 10 時 10 分入札開始
- (2) 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階 501 会議室
※駐車場は有料です。
- (3) 入札書の記載方法
入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額 (この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。) が契約金額となる。
- (4) 入札時に必要なもの
①入札書 (本市様式)
②代理人が入札する場合にあつては委任状 (本市様式)
③印鑑証明書
※様式等は、那覇市ホームページからダウンロードすること。

7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号に基づく場合は免除とする。
※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の 100 分の 5 を支払うものとする。

8 入札心得

- (1) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。
- (2) 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。
- (3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。

- (5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせるものとする。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札執行回数は、3 回までとする。

9 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は ¥ マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2 回目・3 回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

11 落札者の決定方法

(1) 落札候補者

ア 本件入札は、単価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を順次、順位を付する。なお、落札については保留し、入札資格審査後に落札者を決定する。

イ 同額の入札を行なった入札参加者が 2 名以上いる場合は、くじにより順位を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該

入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

(2) 入札参加資格審査

ア (1) において優先する順位の者 (以下「落札候補者」という。) について入札参加資格が審査され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知をもって資格審査結果の通知に代えるものとする。

イ 落札候補者が、次項に定める書類を提出した後に、入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。

ウ 落札者決定についてはホームページ上で公表する。

12 資格審査書類の提出 (落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

(1) 提出書類

ア 入札資格審査申請書

イ 納税証明書 (本市税の滞納のない証明書)

ウ 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書 (本市様式)

エ 本公告 2 (3) に示す処理場を確認できる書類 (本市様式)

(2) 提出期限

令和 6 年 3 月 27 日 (水) 午後 2 時 (※厳守)

13 契約保証金

落札者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、那覇市契約規則第 30 条第 3 号に該当する場合は免除する。

(1) 契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

14 その他

(1) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しないこととする。

(2) 提出された書類は返却しない。

15 お問合せ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 (本庁舎 5 階)

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 747 号

令和 6 年 3 月 1 日

那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務委託の制限付一般競争入札の
実施について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号)第 4 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 寛

1 入札に付する事項

- (1) 件 名：那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務
- (2) 履行内容：「那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務仕様書」のとおり
- (3) 履行場所：那覇市本庁舎（所在地：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号）
- (4) 履行期間：令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
- (5) 特記事項：この公告は、令和 6 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 6 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく「建設工事等入札参加資格者名簿」の業種「造園」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。
- (5) 作業員に常勤の者で造園施工管理技術士の資格を有する者が 1 人以上いること。
- (6) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。
- (7) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (8) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再

生手続き開始の申立てをしていない者であること。

- (9) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(8)に該当するものを除く。)
- (10) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

3 契約条項を示す場所

場所：那覇市ホームページ内

4 仕様書等の配布及び入札参加に必要な書類

(1) 仕様書等の配布方法

仕様書を含む本市様式の書類について、那覇市役所のホームページからダウンロードすること。

(2) 入札参加に必要な書類

必要書類：本公告 2 の (5) の資格者証の写し

提出期間：令和 6 年 3 月 1 日 (金) ～令和 6 年 3 月 15 日 (金)

(期限厳守)

提出方法：メールあるいは FAX による提出

Mail：S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

FAX：098-862-9352

※提出後は届いているかの確認の電話を必ず行うこと。

※メールの場合はメール本文、FAX の場合は提出書類に、①参加を希望する入札の件名、②事業所所在地、③事業所名、④代表者役職名、⑤代表者氏名を記載すること。

5 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 質問期間：令和 6 年 3 月 1 日 (金) ～令和 6 年 3 月 8 日 (金)

(2) 質問方法：質問書(本市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは公告 4 (2) を参照。

(3) 回答日：令和 6 年 3 月 13 日 (水) までに回答

(4) 回答方法：資格者証の写しを提出した業者に対し、メールで回答する。

6 入札執行の日時及び場所など

(1) 日 時：令和 6 年 3 月 22 日 (金)

午前 11 時 00 分受付開始 午前 11 時 10 分入札開始

(2) 場 所：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 5 階 501 会議室

※本庁舎の駐車場は有料。

(3) 入札方法：直接投函

(4) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。)が契約金額となる。

(5) 入札時に必要な物

①入札書 (本市様式)

②代理人が入札する場合にあつては委任状 (本市様式)

※様式等は、那覇市ホームページからダウンロードすること。

7 入札保証金に関する事項

那覇市契約規則第 8 条第 1 項 2 号の規定に基づく場合は免除する。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の 100 分の 5 を支払うものとする。

8 入札心得

(1) 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。

(2) 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。

(3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。

(4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。

(5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせるものとする。

(6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。

(8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号) 等に抵触する行為を行ってはならない。

(9) 入札執行回数は、3 回までとする。

9 無効の入札に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 委任状を持参しない代理人がした入札

(3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札

(4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札

(5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札

(6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札

(7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は ¥ マークの記載がない入札

(8) 入札書に記名押印 (代表者印は使用印鑑届出印又は印鑑証明書の印、代理人の場合は代理人の印) を欠いた入札

(9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札

- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札 (2 回目・3 回目の入札) の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

- (1) 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行なった入札参加者が 2 名以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

11 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

12 契約保証金に関する事項

落札者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実に認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

13 その他

- (1) 入札参加者は、那覇市ホームページに掲載している仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
- (2) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。

14 お問い合わせ

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 (本庁舎 5 階)
那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 748 号
令和 6 年 3 月 1 日那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借契約の制限付一般競争入札の実施
について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号)第 4 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 寛

1 入札に付する事項

- (1) 件 名：那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借
- (2) 履行内容：「那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借仕様書」のとおり
- (3) 履行場所：那覇市本庁舎（所在地：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号）
- (4) 履行期間：令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
- (5) 特記事項：この公告は、令和 6 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 6 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく「建設工事等入札参加資格者名簿」の業種「造園」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 本市に本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかあること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁)による。
- (5) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税に滞納のないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であ

ること。(6)に該当するものを除く。)

- (8) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

3 契約条項を示す場所

那覇市総務部管財課 (那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号那覇市役所本庁舎 5 階)

4 仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間：令和 6 年 3 月 1 日(金)～令和 6 年 3 月 8 日(金)

午前 9 時～午後 4 時 (正午～午後 1 時を除く)

(ただし土曜日、日曜日、祝日を除く)

配布場所：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階

那覇市総務部管財課

※窓口でのみ配布する。

※本庁舎の駐車場は有料。

5 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 質問期間：令和 6 年 3 月 1 日(金)～令和 6 年 3 月 8 日(金)

- (2) 質問方法：質問書(本市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

- (3) 回答日：令和 6 年 3 月 13 日(水)までに回答

- (4) 回答方法：仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答する。

6 入札執行の日時及び場所など

- (1) 日 時：令和 6 年 3 月 22 日(金)

午前 11 時 30 分受付開始 午前 11 時 40 分入札開始

- (2) 場 所：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 5 階 501 会議室

※本庁舎の駐車場は有料。

- (3) 入札方法：直接投函

- (4) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。)が契約金額となる。

- (5) 入札時に必要な物

①入札書(本市様式)

②代理人が入札する場合にあっては委任状(本市様式)

※様式等は、那覇市ホームページからダウンロードすること。

7 入札保証金に関する事項

那覇市契約規則第 8 条第 1 項 2 号の規定に基づく場合は免除する。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の 100 分の 5 を支払うものとする。

8 入札心得

- (1) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。

また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出する

- こと。
- (2) 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。
 - (3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。
 - (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
 - (5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせるものとする。
 - (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
 - (7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。
 - (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
 - (9) 入札執行回数は、3 回までとする。

9 無効の入札に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は使用印鑑届出印又は印鑑証明書の印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2 回目・3 回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

- (1) 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行なった入札参加者が 2 名以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

11 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

12 契約保証金に関する事項

落札者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は貸借人が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

13 その他

- (1) 入札参加者は、手交する仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
- (2) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。

14 お問い合わせ

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 (本庁舎 5 階)
那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 749 号
令和 6 年 3 月 1 日**那覇市役所本庁舎トイレ洗浄殺菌装置等賃貸借及び保守管理の制限付一般競争入札の実施について**

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号)第 4 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 件 名：那覇市役所本庁舎トイレ洗浄殺菌装置等賃貸借及び保守管理
- (2) 履行内容：「那覇市役所本庁舎トイレ洗浄殺菌装置等賃貸借及び保守管理仕様書」のとおり
- (3) 履行場所：那覇市役所本庁舎(所在地：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号)
- (4) 履行期間：令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
- (5) 特記事項

この公告は、令和 6 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 6 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市物品購入等入札参加者の資格等に関する要綱に基づく「物品購入等入札参加資格者名簿」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 本市内に本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかがあること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁)による。
- (5) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。

と。(公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(6)に該当するものを除く。)

- (8) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

3 契約条項を示す場所

那覇市総務部管財課(那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階)

4 仕様書等の配布及び入札参加に必要な書類

(1) 仕様書等の配布

配布期間: 令和6年3月1日(金)~令和6年3月15日(金)

配布方法: 仕様書を含む本市様式の書類について、那覇市のホームページからダウンロードすること。

(2) 入札参加に必要な書類

必要書類: ア 入札参加資格申請書(本市様式)

イ 所在地確認資料(本市様式)

提出期間: 令和6年3月1日(金)~令和6年3月15日(金)

(期限厳守)

提出方法: メールあるいはFAXによる提出を行い、原本を入札当日持参すること。

Mail: S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

FAX: 098-862-9352

※提出後は届いているかの確認の電話を必ず行うこと。

※メールの場合はメール本文、FAXの場合は提出書類に、

①参加を希望する入札の件名、②事業所所在地、③事業所名、

④代表者役職名、⑤代表者氏名を記載すること。

5 仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 令和6年3月1日(金)~令和6年3月8日(金)

質問方法 質問書(本市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは本公告4の(2)を参照。

回答日 令和6年3月13日(水)までに回答

回答方法 入札参加に必要な書類を提出した業者に対し、メールで回答する。

6 入札執行の日時及び場所など

(1) 日 時: 令和6年3月21日(木)

午後4時30分受付開始 午後4時40分入札開始

(2) 場 所: 那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎5階501会議室

※本庁舎の駐車場は有料。

(3) 入札方法: 直接投函

(4) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。)が契約金額となる。

(5) 入札時に必要な物

①入札書(本市様式)

②代理人が入札する場合にあつては委任状（本市様式）

※様式等は、那覇市ホームページからダウンロードすること。

7 入札保証金に関する事項

那覇市契約規則第 8 条第 1 項 2 号の規定に基づく場合は免除する。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の 100 分の 5 を支払うものとする。

8 入札心得

- (1) 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。
- (2) 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。
- (3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせるものとする。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札執行回数は、3 回までとする。

9 無効の入札に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は ¥ マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は使用印鑑届出印又は印鑑証明書の印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札

- (12) 再度入札 (2 回目・3 回目の入札) の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

- (1) 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行なった入札参加者が 2 名以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

11 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

12 契約保証金に関する事項

落札者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は貸借人が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

13 その他

- (1) 入札参加者は、仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
- (2) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。

14 お問い合わせ

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 (本庁舎 5 階)

那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 750 号
令和 6 年 3 月 1 日**那覇市役所真和志庁舎施設管理業務委託の制限付一般競争入札の実施
について**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 那覇市役所真和志庁舎施設管理業務委託
- (2) 履行内容 「那覇市役所真和志庁舎施設管理業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行場所 那覇市役所真和志庁舎
那覇市寄宮 2 丁目 32 番 1 号
- (4) 履行期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日
- (5) 特記事項：
この公告は、令和 6 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 6 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく「建設工事等入札参加資格者名簿」の業種「電気」若しくは「管」に登録されていること
- (2) 業務従事者に次の者がいること。
 - ア 第一種電気工事士、又は第二種電気工事士の資格を持つ者 1 人以上
 - イ 熟練された大工技能を有する者 1 人以上
- (3) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び

警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準
(平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁) による。

- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること((6)に該当するものを除く。))。
- (8) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (9) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (10) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

3 契約条項を示す場所 那覇市ホームページ内

4 仕様書等の配布及び入札参加に必要な書類

- (1) 配布期間 令和 6 年 3 月 1 日(金)～令和 6 年 3 月 15 日(金)
配布方法 那覇市ホームページからダウンロード

- (2) 入札参加に必要な書類

必要書類：本公告 2 の (2) アの資格者証の写し

提出期間：令和 6 年 3 月 1 日(金)～令和 6 年 3 月 15 日(金)
(期限厳守)

提出方法：メールによる提出

Mail：S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

※提出後は届いているかの確認の電話を必ず行うこと。

※メール本文に、①参加を希望する入札の件名、②事業所所在地、
③事業所名、④代表者役職名、⑤代表者氏名を記載すること。

5 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 質問期間：令和 6 年 3 月 1 日(金)～令和 6 年 3 月 8 日(金)
- (2) 質問方法：質問書(本市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは本公告 4 の (2) を参照。
- (3) 回答日：令和 6 年 3 月 13 日(水)までに回答
- (4) 回答方法：資格者証の写しを提出した業者に対し、メールで回答する。

6 入札執行の日時及び場所など

- (1) 日 時：令和 6 年 3 月 22 日(金)
午前 9 時 30 分受付開始 午前 9 時 40 分入札開始
- (2) 場 所：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 5 階 501 会議室

※本庁舎の駐車場は有料になっている。

(3) 入札方法：直接投函

(4) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

(5) 入札時に必要な物

①入札書（本市様式）

②代理人が入札する場合にあっては委任状（本市様式）

※本市様式は、那覇市ホームページからダウンロードすること。

7 入札保証金に関する事項

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号に基づき免除とする。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の 100 分の 5 を支払うものとする。

8 入札心得

(1) 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。

(2) 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。

(3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。

(4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。

(5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせるものとする。

(6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。

(8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(9) 入札執行回数は、3 回までとする。

9 無効の入札に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 委任状を持参しない代理人がした入札

(3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札

(4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札

- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は使用印鑑届出印又は印鑑証明書の印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2 回目・3 回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

- (1) 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行なった入札参加者が 2 名以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

11 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

12 契約保証金

落札者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

13 その他

- (1) 入札参加者は、仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
- (2) 入札説明会を開催しない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。

14 お問い合わせ

那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 751 号
令和 6 年 3 月 1 日

那覇市役所真和志庁舎環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 那覇市役所真和志庁舎環境衛生管理業務委託
- (2) 履行内容 「那覇市役所真和志庁舎環境衛生管理業務委託仕様書」
のとおり
- (3) 履行場所 那覇市役所真和志庁舎
那覇市寄宮 2 丁目 32 番 1 号
- (4) 履行期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日
- (5) 特記事項：

この公告は、令和 6 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 6 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 次のいずれにも該当すること。
 - ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項第 7 号の登録があり、かつ第 2 号または第 8 号の登録があること。
 - イ 那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者がいること。
- (3) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」

という。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成23年12月5日総務部長決裁)による。

- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること(公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること((6)に該当するものを除く。)
- (8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (9) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (10) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

3 契約条項を示す場所 那覇市ホームページ上

4 仕様書等の配布及び入札参加に必要な書類

- (1) 配布期間 令和6年3月1日(金)～令和6年3月15日(金)
配布方法 那覇市ホームページからダウンロード
- (2) 入札参加に必要な書類
必要書類：本公告2の(2)の資格者証の写し
提出期間：令和6年3月1日(金)～令和6年3月15日(金)
(期限厳守)
提出方法：メールによる提出
Mail：S-KANZAI001@city.naha.lg.jp
※提出後は届いているかの確認の電話を必ず行うこと。
※メール本文に、①参加を希望する入札の件名、②事業所所在地、③事業所名、④代表者役職名、⑤代表者氏名を記載すること。

5 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 質問期間：令和6年3月1日(金)～令和6年3月8日(金)
- (2) 質問方法：質問書(本市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは本公告4の(2)を参照。
- (3) 回答日：令和6年3月13日(水)
- (4) 回答方法：資格者証の写しを提出した業者に対し、メールで回答する。

6 入札執行の日時及び場所など

- (1) 日 時：令和6年3月22日(金)
午前10時30分受付開始 午前10時40分入札開始

(2) 場 所：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 5 階 501 会議室

※本庁舎の駐車場は有料になっている。

(3) 入札方法：直接投函

(4) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

(5) 入札時に必要な物

①入札書（本市様式）

②代理人が入札する場合にあっては委任状（本市様式）

※本市様式は、那覇市ホームページからダウンロードすること。

7 入札保証金に関する事項

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号に基づき免除とする。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の 100 分の 5 を支払うものとする。

8 入札心得

(1) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。

(2) 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。

(3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。

(4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。

(5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせるものとする。

(6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。

(8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(9) 入札執行回数は、3 回までとする。

9 無効の入札に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 委任状を持参しない代理人がした入札

(3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札

- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は使用印鑑届出印又は印鑑証明書の印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2 回目・3 回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

- (1) 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行なった入札参加者が 2 名以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

11 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

12 契約保証金

落札者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

13 その他

- (1) 入札参加者は、仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
- (2) 入札説明会を開催しない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札

について不利益を被ることはない。

14 お問い合わせ

那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

上下水道局告示

那霸市上下水道局告示第 46 号
令和 6 年 2 月 13 日
掲 示 済

那霸市排水設備指定工事店の新規指定について

那霸市下水道条例第 11 条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那霸市排水設備指定工事店規程第 10 条により告示する。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

指定（登録）番号	第 563 号
指定工事店名	株式会社結空調設備
営業所所在地	浦添市仲西一丁目 15 番 13 号又吉アパート 201 号室
代表者氏名	新垣 隆輝
有効期間	自 令和 6 年 1 月 18 日
	至 令和 10 年 3 月 31 日

那 霸 市 上 下 水 道 局 告 示 第 4 7 号
令 和 6 年 2 月 1 4 日
掲 示 済

那 霸 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 新 規 指 定 に つ い て

那 霸 市 下 水 道 条 例 第 1 1 条 に 基 づ き、 次 の と お り 新 規 に 指 定 し た の で、 那 霸 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 程 第 1 0 条 に よ り 告 示 す る。

那 霸 市 上 下 水 道 事 業 管 理 者
上 下 水 道 局 長 屋 比 久 猛 義

指 定 (登 録) 番 号	第 5 6 7 号
指 定 工 事 店 名	有 限 会 社 環 衛 開 発
営 業 所 所 在 地	那 霸 市 壺 川 一 丁 目 1 番 地 1 5
代 表 者 氏 名	安 里 寛 栄
有 効 期 間	自 令 和 6 年 2 月 1 3 日
	至 令 和 1 0 年 3 月 3 1 日

那覇市上下水道局告示第 48 号
令和 6 年 2 月 16 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

指定(登録)番号	第 565 号
指定工事店名	株式会社クラシアン
営業所所在地	南風原町新川 98-1
代表者氏名	今田 健治
有効期間	自 令和 6 年 1 月 31 日
	至 令和 10 年 3 月 31 日

教育委員会規則

那霸市教育委員会規則第 1 号
令和 6 年 3 月 1 日

那霸市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那霸市教育委員会
教育長 山城 良嗣

那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則

那覇市立小学校及び中学校管理運営規則(平成2年那覇市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(休業日) 第3条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。ただし、教育長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。 (1)～(2) [略] (3) 学年始休業日 4月1日から <u>4月6日</u> まで (4)～(6) [略] (7) 学年末休業日 <u>3月26日</u> から3月31日まで (8)～(9) [略] 2～3 [略]	(休業日) 第3条 [略] (1)～(2) [略] (3) 学年始休業日 4月1日から <u>4月7日</u> まで (4)～(6) [略] (7) 学年末休業日 <u>3月21日</u> から3月31日まで (8)～(9) [略] 2～3 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

教育委員会教育長訓令

那霸市教育委員会教育長訓令第 1 号
令和 6 年 3 月 1 日

那霸市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 霸 市 教 育 委 員 会
教 育 長 山 城 良 嗣

那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令

那覇市立小学校及び中学校職員服務規程(平成3年那覇市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(出勤簿及び遅参早退簿の取扱い)</p> <p>第9条 職員は、<u>執務開始時刻までに出勤し、所定の出勤簿に自ら押印しなければならない。</u></p> <p>2 職員は、遅参したとき又は早退しようとするときは、遅参早退簿に時刻を明記して押印しなければならない。</p> <p>3 <u>前2項</u>の手続を怠る者は、無届欠勤として取り扱う。</p> <p>4～5 [略]</p>	<p>(出勤及び退勤の記録等)</p> <p>第9条 職員は、<u>出勤時及び退勤時に、所定の方法により出勤時刻及び退勤時刻を自ら記録しなければならない。ただし、出張等の場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、教育長が指定した職員は、定刻までに出勤したときは、出勤簿に自ら押印しなければならない。ただし、出張等の場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>前項の職員</u>は、遅参したとき又は早退しようとするときは、遅参早退簿に時刻を明記して押印しなければならない。</p> <p>4 <u>前3項に規定する</u>手続を怠る者は、無届欠勤として取り扱う。</p> <p>5～6 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。</p>	

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

正 誤

那覇市公報第1850号の正誤

2023(令和5)年12月15日付け那覇市公報第1850号の目次について、次のとおり訂正する。

ページ 1251

訂正箇所 上から3行目

訂 正 内 容	
訂 正 前	訂 正 後
○那覇市職員厚生会条例施行規則の一部を改正する規則 (法制契約課)	○那覇市職員厚生会条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課)